

第31号議案関係資料

「品川区立区民住宅条例の一部を改正する条例」について

1 改正理由

区民住宅のうち借上型区民住宅に区分される「アイルサイドテラス」は、借上げ期間を20年間として区と家主との間で建物賃貸借契約を締結しており、借上げ満了日は平成30年8月31日である。

区民住宅において借上げ期間満了日以降は、家主と使用者世帯との賃貸借契約に移行する。これにより、区民住宅は公の施設としての地位を失うこととなる。

本件は、公の施設としての位置付けを廃止するため、条例に記載する必要がなくなった該当部分を削除するものである。

2 改正内容

本条例別表（第3条関係）に記載されている区民住宅の名称、所在地、戸数等から「アイルサイドテラス」の項目を削除する。

3 新旧対照表

別紙のとおり。

4 施行期日

平成30年9月1日から施行する。

新旧対照表

○品川区立区民住宅条例

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
名称	所在地	戸数	種別	名称	所在地	戸数	種別
ファミリー西品川	東京都品川区西品川一丁目16番2号	19戸	建設型区民住宅	ファミリー西品川	東京都品川区西品川一丁目16番2号	19戸	建設型区民住宅
ファミリー小山	東京都品川区小山三丁目12番15号	19戸	建設型区民住宅	ファミリー小山	東京都品川区小山三丁目12番15号	19戸	建設型区民住宅
ファミリー大井	東京都品川区大井一丁目14番1号	17戸	建設型区民住宅	ファミリー大井	東京都品川区大井一丁目14番1号	17戸	建設型区民住宅
ファミリー旗の台	東京都品川区旗の台五丁目13番9号	17戸（単身者向け住宅5戸を含む。）	建設型区民住宅	ファミリー旗の台	東京都品川区旗の台五丁目13番9号	17戸（単身者向け住宅5戸を含む。）	建設型区民住宅
ファミリー南大井	東京都品川区南大井五丁目19番9号	56戸（単身者向け住宅6戸を含む。）	建設型区民住宅	ファミリー南大井	東京都品川区南大井五丁目19番9号	56戸（単身者向け住宅6戸を含む。）	建設型区民住宅
ファミリー下神明	東京都品川区西品川一丁目20番16号	132戸	建設型区民住宅	ファミリー下神明	東京都品川区西品川一丁目20番16号	132戸	建設型区民住宅
ファミリー西五反田西館	東京都品川区西五反田三丁目6番7号	98戸	建設型区民住宅	ファミリー西五反田西館	東京都品川区西五反田三丁目6番7号	98戸	建設型区民住宅
ファミリー西五反田東館	東京都品川区西五反田三丁目6番38号	400戸	建設型区民住宅	ファミリー西五反田東館	東京都品川区西五反田三丁目6番38号	400戸	建設型区民住宅
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>アイルサイドテラス</u>	<u>東京都品川区東品川一丁目32番3号</u>	<u>47戸</u>	<u>借上型区民住宅</u>
ロビン成田	東京都品川区荏原七丁目10番4号	16戸	借上型区民住宅	ロビン成田	東京都品川区荏原七丁目10番4号	16戸	借上型区民住宅
本表…全部改正〔平成6年条例30号〕、一部改正〔平成7年条例17号・28号・8年29号・44号・48号・9年19号・24号・30号・10年37号・11年32号・14年29号・15年26号・24年51号・26年30号・27年28号・28年49号・29年18号〕				本表…全部改正〔平成6年条例30号〕、一部改正〔平成7年条例17号・28号・8年29号・44号・48号・9年19号・24号・30号・10年37号・11年32号・14年29号・15年26号・24年51号・26年30号・27年28号・28年49号・29年18号〕			